

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

農林水産省 農産局 技術普及課
 林野庁 経営課
 水産庁 水産経営課

項目名	中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長（①農林漁業者関係）	
税目	所得税・法人税（措法10の5の3、42の12の4）	
要望の内容	<p>農林漁業者が認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除について、適用期限を2年間延長する。</p> <p>【措置の概要】 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は取得価額の7%（特定中小企業等にとっては10%）の税額控除の選択適用が認められる。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	- 百万円 （▲76,800 百万円） （ - 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小規模の農林漁業者がほぼ全体を占める農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。

このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することが目的。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、平成 29 年 3 月 31 日で終了した生産性向上設備投資促進税制の枠組みを継承したものであり、経営力の向上につながる高性能な農林漁業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を広く支援するものである。中小規模の農林漁業者にとって経営力の向上につながる生産性の向上は引き続き促進していくべき重要な課題であり、本特例措置は、農林漁業の生産性向上等を通じた農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給のためには必要不可欠。

農林漁業は中小規模の事業者がほぼ全体を占めており、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。

このため、中小規模の農林漁業者が、機械等の導入を円滑に進め、経営力の向上につながる生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして、経営力向上計画に基づく農林漁業機械の取得の際に初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。

さらに、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」においても、「国際環境の変化への対応」として、農林水産業の持続的な成長経路の実現に向けた指針が位置づけられたところである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）

第 3 章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。

気候変動に対応しつつ人口減少に伴う国内市場縮小や農林漁業者減少等の課題克服に向け、人材育成を始め農林水産業の持続可能な成長のための改革を更に進める。

みどり戦略の実現に向け、2030年目標やみどりの食料システム法に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。

国内生産の維持・拡大のためにも、改訂輸出戦略等に基づき、オールジャパンで輸出に取り組む認定輸出促進団体、輸出産地・事業者を支援するGFP、輸出支援プラットフォームの体制や活動支援等を強化する。

中山間地域等を含めた生産基盤の確保・強化、農山漁村の活性化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等の推進、改正基盤法による地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集積・集約化、担い手等の確保等の推進、デジタル技術を活用した農山漁村の課題解決のための枠組みの創設を行う。土地改良事業により農地の大区画化や汎用化・畑地化を進めるとともに、鳥獣対策、家畜疾病対策を推進する。地域食材を活用した高付加価値化を始め食品産業の持続可能な取組を進める。

再造林促進や林道等の生産基盤整備等を含む木材の安定的・持続的な供給体制の構築、CLT等の木材利用拡大を進める。

着実な資源管理、養殖業の成長産業化、漁業者の経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の振興等を進める。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉔ 漁村の活性化の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>(農業) 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：71,245円（令和3年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(林業) 過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：527千円（令和2年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(漁業) 過去1年間の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額（令和2年度実績値の平均25,014円）を基準値とし、これを維持すること。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>(農業) 前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」であり、令和3年度実績は、71,245円であるため、一定の成果を上げている。</p> <p>(林業) 前回の目標は、「過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」であり、一昨年1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値は527千円（令和2年度実績値・推計値）であるため、一定の成果を上げている (昨年のデータは集計中のため、一昨年のもを使用)</p>

		<p>(漁業)</p> <p>前回の達成目標は、「令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額(令和元年度実績値の平均17,683千円)を基準値とし、これを維持すること」であり、令和3年度実績は10,015千円である。目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。</p>								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(台)</td> <td>22,273</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>2,315</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>1,070</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用見込みについては、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>	区分	令和4年度(見込)	対象数(台)	22,273	適用件数(件)	2,315	減税見込額(百万円)	1,070
	区分	令和4年度(見込)								
対象数(台)	22,273									
適用件数(件)	2,315									
減税見込額(百万円)	1,070									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と即時償却の選択適用を可能としており、これにより、農林漁業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画認定を受けるためには、国の指針に基づいた経営力の向上を図るための設備投資を通じた取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、農林漁業者の資金繰りにメリット(資金繰りやキャッシュフローの改善)を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農林漁業者の設備投資を支援するが、対象設備に一定金額以上のものに範囲を限定するとともに、生産性の向上に係る要件を併せて付すること等により、生産性向上やコスト低減に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p>								
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>設備投資関連の税制として、「中小企業投資促進税制」があり、農林漁業者の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資について、対象としている。</p>								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(関連する措置)</p> <p>(農業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ <p>20,020百万円の内数</p>								

		<p>(林業) ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち高性能林業機械等の導入 7,510百万円の内数</p> <p>(漁業) ・ 浜の活力再生・成長促進交付金 2,655百万円の内数</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者に限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、特に農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】 令和元年度 2,593 件 令和2年度 2,581 件 令和3年度 2,315 件</p> <p>【減収額】 令和元年度 1,285 百万円 令和2年度 1,221 百万円 令和3年度 1,070 百万円</p> <p>※適用実績については、本特例措置の要件である団体による証明書の発行実績及び減税対象機械等の出荷額・導入台数等から減税見込額を算出している。</p>
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の②5 ② 適用件数：（特別償却）15,742 件の内数 （税額控除）7,337 件の内数 ③ 適用額：（特別償却）4,742 億円の内数 （税額控除）96 億円の内数 （令和2年度適用状況の適用業種全体の総数であること。）</p> <p>農林漁業者の適用実績については、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（農業） 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>（林業） 過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>（漁業） 令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額（令和元年度実績値の平均17,683千円）を基準値とし、これを維持すること。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(農業・林業) 目標はおおむね達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。</p> <p>(漁業) 目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、新設の上、2 年間の延長 平成 31 年度 2 年間の延長 令和 3 年度 2 年間の延長</p>